

外商投資企業の法定代表者変更に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に定める決議または決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案または修正済定款
4	原法定代表者の解任文書および新法定代表者の任命文書（株主により署名された株主総会決議または株主決定、会社董事により署名された董事会決議）と身分証明書の写し
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市场主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口へ送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺し

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- なければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある、授権委任状は原本でなければならない、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピーなどの主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
 - 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
 - 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
 - 10、「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
 - 11、同時に複数の項目の変更(届出)を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
 - 12、番号1「企業登記(届出)申請書」は、新法定代表者または原法定代表者により署名されなければならない。
 - 13、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
 - 14、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外商投資企業株主変更（届出）に際して提出する必要がある文書および 証明書

番号	文書および証明書名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議または決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案または修正済定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒もしくは青色インクの万年筆又はサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならない、また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印（翻訳専用の

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
 - 9、 管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
 - 10、 「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」（国市監注〔2019〕2号）における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
 - 11、 同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
 - 12、 番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
 - 13、 番号4について、株主より他の株主に全ての持分を譲渡する場合、株主双方により署名された持分譲渡契約を提出しなければならない。株主より株主以外の者に持分を譲渡する場合、半数以上の他の株主により署名された認可文書を提出しなければならない。通知を受領した後30日以内に他の株主が異議を唱えない場合、譲渡側株主より発行した持分譲渡に関する書面通知を提出し、株主双方により署名済の持分譲渡契約または持分引渡証明書を提出し、新株主の主体資格証明または自然人身分証明書の写しを提出しなければならない。
- 会社定款に持分譲渡に関する他の規定がある場合、その規定に従う。
- 裁判所が法により持分譲渡に係る判決または裁判を行う場合、裁判所の判決書、裁定書を提出しなければならないが、株主双方による持分譲渡契約または持分引渡証明書と半数以上の他の株主により署名された認可文書の提出は必要ない。
- 株主または発起人の名称または姓名に変更がある場合、株主または発起人の名称または姓名変更証明文書を提出し、変更後の新主体資格証明または自然人身分証明書の写しを提出しなければならない。

外商投資企業の経営範囲変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議または決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案または修正済の定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市场主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆又はサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口へ送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある。授権委任状は原本でなければならない。また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
 - 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
 - 10、「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
 - 11、同時に複数の項目の変更(届出)を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
 - 12、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
 - 13、番号4について、法律、行政法規と国务院決定に基づき、登記前に事前認可を必要とする経営範囲に対する許可である批准文書または許可証明書の写しを提出しなければならない。変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外商投資企業の名称変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」または「非法人外資企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議または決定
3	法定代表者が署名した定款の修正案または修正済の定款
4	変更事項に関する証明文書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する批准の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆又はサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある。授権委任状は原本でなければならない。また、授権者が直筆で署名しなければならない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
- 9、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
- 10、「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
- 11、同時に複数の項目の変更(届出)を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
- 12、番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
- 13、名称変更の場合、その登記機関に申請を提出しなければならない。
- 14、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外商投資企業の投資者名称変更の際に提出する必要がある文書および 外商投資企業の投資総額、登録資本金の変更に際して

提出の必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議または決定
3	法定代表者が署名した定款の修正案または修正済の定款
4	減資公告の新聞記事および債務返済報告または債務担保証明
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆又はサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない。コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要がある。授権委任状は原本でなければならない。また、授権者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- らない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
- 8、 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
 - 9、 管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
 - 10、 「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
 - 11、 番号2について、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
 - 12、 番号4は、減資の場合にのみ適用される。登録資本金を減らす場合、社債の弁済や債務保証の状況の説明を提出する。新聞のみを通じて減資を公告する場合、法律に従って公告を出した新聞の見本を提出する必要がある。変更登記は公告日から45日以内に申請しなければならない。国家企業信用情報公示システムを通じて減資公告を出した場合は、減資公告資料の提出が免除される。
 - 13、 変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

外商投資企業の住所変更の際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」または「非法人外資企業登記（届出）申請書」
2	法律に従って出された決議または決定
3	法定代表者署名済の定款の修正案または修正済定款
4	変更後の住所の使用にかかる証明書
5	法、行政法規および国务院関連規定により、変更事項に対する承認の必要がある場合、批准文書または許可証明書の写し
6	営業許可証の正副本

注：

- 1、[会社法]、「外商投資法」、「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の変更登記の申請に際して適用される。
- 2、提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆又はサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。
- 3、現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならない、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。
- 4、全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。
- 5、申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口へ送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。
- 6、提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

- した授權委任状を提出する必要がある、授權委任状は原本でなければならず、また、授權者が直筆で署名しなければならない。
- 7、提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の2種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。
 - 8、住所利用に関する文書を提出する場合、各省、自治区、直轄市の人民政府が法律法規の規定に基づきおよびその管轄地域の管理上の実際の必要に応じて、住所、事業所の証明資料について具体的に規定しまたは下級の人民政府に授權して規定させているときは、その規定に従うものとする。
 - 9、登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。
 - 10、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。
 - 11、「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020年1月1日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024年12月31日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」(国市監注〔2019〕2号)における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。
 - 12、同時に複数の項目の変更(届出)を申請する場合、同様の文書および証明書は1部のみを提出すればよい。
 - 13、番号2は、変更事項が会社定款の修正に係る場合、当該文書を提出しなければならない。株主変更登記の場合は、当該文書提出の必要はない。会社定款に別途規定がある場合、その規定に従う。有限責任会社は、三分の二以上の議決権を所有する株主により署名された株主総会決議を提出しなければならない。株式有限会社は、会議主催者および出席の董事により署名された株主総会議事録を提出しなければならない。単独の株主による有限責任会社は、株主により署名された書面決定を提出しなければならない。
 - 14、番号4について、外商投資企業は移転(原企業登記機関管理地域からの転出)の際に、原企業登記機関に転入地企業登記管理機関の認可文書を提出しなければならない。移転を申請する企業は、原企業登記機関より発行した移転証明を以て、転入地企業登記機関に変更登記を申請する。
 - 15、変更が認可された後、営業許可証の正副本原本を提出し、新しい営業許可証と交換しなければならない。

企業登記（届出）申請書

<input type="checkbox"/> 基本情報（記入必須）			
名称	<hr/> (グループ親会社名称から記入する必要がある。グループ名称: グループ 略称:)		
統一社会信用コード (設立登記の場合、 記入の必要なし)			
住所 (営業場所)	_____省(市/自治区) _____市(地域/盟/自治州) _____ 県(自治県/旗/自治旗/市/区) _____郷(民族郷/鎮/街道) _____ 村(路/社区) _____号		
電話番号		郵便番号	
<input type="checkbox"/> 設立（設立登記のみ）			
法定代表者姓名		会社類型	<input type="checkbox"/> 有限責任会社 <input type="checkbox"/> 株式有限会社 <input type="checkbox"/> 外資有限責任会社 <input type="checkbox"/> 外資株式有限会社
登録資本金	_____万(通貨: <input type="checkbox"/> 人民元 <input type="checkbox"/> その他_____)		
投資総額 (外資会社のみ)	_____万(通貨: _____) 相当_____万米ドル		
設立方式 (株式会社のみ)	<input type="checkbox"/> 発起設立 <input type="checkbox"/> 募集設立	営業期限 経営期限	<input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> _____年
許可書の申請・受領	<input type="checkbox"/> 紙の許可書の申請・受領 うち、副本 _____部(電子許可書システムは自動入力、紙 <u>の許可書のみ記入が必要)</u>		
経営範囲（登録機関 が公表した事業項目 分類基準に基づいて 経営範囲の登録を行 う）	(「多証合一」事項の取り扱いについて、申請人の市場主体は自身の状況に基づいて 『「多証合一」にかかる政府部門の共有情報の項目』の関連の内容を記入しなければなら ない。)		

本申請書は内資、外資会社による設立、変更、届出に適用される。

変更(変更登記のみ、今回申請と関係がある事項のみ)

変更事項	元の登記内容	変更後登記内容

備考:変更事項には名称、住所、法定代表者(姓名)、登録資本金、会社類型、経営範囲、営業期限/経営期限、有限責任会社株主(株主の姓名または企業名称)、株式会社発起人の姓名または企業名称を含む。

会社名称の変更を申請する場合、名称の中に「集団または(集団)」という漢字を追加する場合、グループ名称、グループ略称(グループ略称がない場合には記入不要。)を記入しなければならない。

届出(届出登記のみ)

事項	<input type="checkbox"/> 董事、監事、高級管理人員 <input type="checkbox"/> 経営期間 <input type="checkbox"/> 定款(修正案を含む) <input type="checkbox"/> 承諾出資額 <input type="checkbox"/> 連絡員 <input type="checkbox"/> 外国投資者法文書送達受取者
注	高級管理人員は、マネジャー(経理)、副マネジャー(副経理)、財務責任者、上場会社の董事会秘書および定款で定めるその他の者が含まれる。

□指定代表者または委託代理人の証明(記入必須)				
委託権限	1. 同意□、拒否□登記資料の写しを審査し、審査意見の表示。 2. 同意□、拒否□企業が用意した資料エラーの修正。 3. 同意□、拒否□関連書類の記入エラーの修正。 4. 同意□、拒否□営業許可証および関連文書の受領。			
固定電話番号		携帯電話番号		指定代表者または委託代理人署名
(指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置)				
□申請者サイン(記入必須)				
<p>本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。</p> <p>(一) 記入した情報および提出した資料は真実、正確、有効、完全なものである。</p> <p>(二) 使用する名称は「企業名称登記管理規定」の要求に従い、国家、社会公共利益または公序良俗に違反しないことおよびその他のネガティブな影響のある内容がない。名称は他人が使用している名称と類似し他人の合法的な権益を侵害する場合、法律に従って法的責任を負う。仮に使用する名称が登記機関により不適切な名称と認定された場合、自主的に登記機関に協力し是正を行う。</p> <p>(三) 住所(経営場所)の使用権を合法的に取得し、申請する登記住所(経営場所)の情報は実態と一致する。</p> <p>(四) 経営範囲が法律、行政法規、国务院の決定規定、地方行政法規および地方規章の規定により、許可を取得する必要がある場合、関連部門の許可を取得する前に、関連経営活動を行わない。</p> <p>全株主の署名または押印(有限責任会社の設立登記に限る。署名ページを別途添付することは可能): 董事会メンバーの署名(株式有限公司の設立登記に限る。署名ページを別途添付することは可能): 法定代表者の署名:</p> <p style="text-align: center;">社印捺印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>				

注: 会社の法定代表者の変更による変更登記の申請において新任法定代表者が署名する。

添付 1

法定代表者情報

本表は設立および法定代表者変更のみに適用される。

姓名		国籍(地域)	
職務	<input type="checkbox"/> 董事長 <input type="checkbox"/> 執行董事 <input type="checkbox"/> マネジャー	選出方式	
身分証明書類型		身元証明書番号	
固定電話番号		携帯電話番号	
住所		E メールアドレス	
身分証明書の写しの貼付位置			
予定法定代表者署名			
年 月 日			

添付2

董事、監事、マネジャーの情報

(法定代表者を務める董事長、執行董事、マネジャーは記入の必要なし)

姓名 _____ 国籍(地域) _____ 職務 _____ 選出方式 _____
_____ 身分証明書類型 _____ 身分証明書番号 _____ 携帯電話番号 _____

(身分証明書の写しの貼付位置)

注: 1. 「職務」は、董事長(執行董事)、董事、マネジャー(経理)、監事会主席、監事、副マネジャー(副経理)、財務責任者、董事会秘書を指す。上場株式有限会社が独立董事を設置する場合、当該欄に明記すべきである。
2. 「選出方式」は会社定款に基づいて記入すべきである。通常、董事、監事の場合、「選出」または「派遣」と記入し、マネジャーの場合、「任命」と記入する。中外合資(合作)企業は上述人員の派遣者を明記すべきである。
3. 高級管理人員は、マネジャー(経理)、副マネジャー(副経理)、財務責任者、上場会社の董事会秘書および定款定めるその他の者が含まれる。

姓名 _____ 国籍(地域) _____ 職務 _____
選出方式 _____ 身分証明書類型 _____ 身分証明書番号 _____
携帯電話番号 _____

(身分証明書の写しの貼付位置)

上記の備考を参照

姓名 _____ 国籍(地域) _____ 職務 _____
選出方式 _____ 身分証明書類型 _____ 身分証明書番号 _____
携帯電話番号 _____

(身分証明書の写しの貼付位置)

上記の備考を参照

添付3

株主（発起人）、外国投資者出資状況表

単位:万(通貨: 人民元 その他_____)

株主（発起人）、 外国投資者の企業 名称または氏名	国籍 (地域)	身分証明 書類型	身分証明 書番号	承諾出資額	実際出資額	出資期限	出資方式

添付4

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Eメールアドレス	
身分証明書類型		身分証明書番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業と企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、かつ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、本企業の関係情報を法に基づいて公開する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 『連絡員情報』に変更がない場合、改めて記入の必要はない。

添付5

外商投資企業法律文書送付授權委託書

授權者：_____

被授權者：_____

授權範囲： _____（被授權者企業名称または氏名）に
 _____（授權者企業名称または氏名）の代理人として、中国国内で企業
 登記機関の法律文書の受領を授權する。本委託書は授權解除まで有効である。

被授權者	身分証明書類型		身分証明書番号	
	固定電話		携帯電話番号	
	住所			
被授權者緊急連絡人 連絡先電話番号	氏名		住所	
	身分証明書類型		身分証明書番号	
	固定電話		携帯電話番号	

授權者署名または捺印

被授權者署名または捺印

年 月 日

注：

1. 外資投資企業のみ記入。
2. 「外商投資企業法律文書送達授權委託書」は外国(地域)投資者(授權者)が国内法律文書送付受領人(被授權者)と署名するもの。被授權者は外国投資者が設立した、中国国内で生産経営活動に従事する機構、設立予定の企業またはその他の国内関連組織もしくは個人でもよい。被授權者、被授權者住所が変更された場合、新たな「外商投資企業法律文書送付授權委託書」に署名し、所属地の登記機関に届出なければならない。
3. 被授權者が自然人の場合、「被授權者」の情報を記入する。被授權者が自然人ではない場合、「被授權者」および「被授權者連絡人」の情報を記入する。